

汚染土壌の運搬に関するガイドライン  
(改訂第2版)

平成 24 年5月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

## 本ガイドラインの策定経緯・位置付け

平成 22 年 4 月 1 日より、改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づき汚染土壌の運搬を行うに当たって参考となる手引きとして、平成 22 年 7 月に「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（暫定版）」を作成し、その後、必要に応じて改訂を進めているところです。

今般、法対象外の基準不適合土壌における適正な運搬・処理の確保の観点から、当該ガイドラインについて、必要な内容の見直しを行い、改訂第 2 版を作成しました。

また、このガイドラインは今後も内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成 24 年 5 月  
環境省 水・大気環境局 土壌環境課

目 次

第1章	概要	1
1.1	用語の定義	1
1.2	土壤汚染対策法の目的	3
1.2.1	土壤汚染対策法の目的（法第1条）	3
1.2.2	法改正の経緯及び目的	3
1.3	特定有害物質（法第2条）	4
1.4	汚染状態に関する基準	6
1.5	汚染土壤の運搬	9
1.5.1	汚染土壤の運搬とは	9
1.5.2	汚染土壤の運搬の概要	10
1.5.3	特別な運搬行為	11
第2章	汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令（法第16条）	12
2.1	汚染土壤の搬出の届出（法第16条及び規則第61条、第62条）	12
2.1.1	汚染土壤の区域外搬出届出書（規則第61条第1項）	13
(1)	前提条件	13
(2)	搬出届出書の記載例	14
(3)	記載内容の説明	15
2.1.2	搬出届出書の添付書類（規則第61条第2項）	21
(1)	汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面（規則第61条第2項第1号）	21
(2)	第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合の調査の結果に関する事項（規則第61条第2項第2号）	22
(3)	使用予定の管理票の写し（規則第61条第2項第3号）	22
(4)	自動車等の構造を記した書類（規則第61条第2項第4号）	23
(5)	保管施設の構造を記した書類（規則第61条第2項第5号）	24
(6)	汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託したことを証する書類（規則第61条第2項第6号）	25
(7)	汚染土壤処理施設の許可証の写し（規則第61条第2項第7号）	25
2.2	変更の届出（法第16条第2項）	26
2.2.1	搬出変更届出書（規則第63条第1項）	26
(1)	前提条件	27
(2)	搬出変更届出書の記載例	28
2.2.2	汚染土壤の区域外搬出変更届出書の添付書類（規則第63条第2項）	29
2.3	非常災害による搬出の場合の届出（法第16条第3項）	30
2.3.1	非常災害時搬出届出書（規則第64条第1項）	30
(1)	前提条件	31
(2)	非常災害時搬出届出書の記載例	32
(3)	記載内容の説明	33

2.3.2	非常災害時搬出届出書の添付書類（規則第64条第2項）	38
(1)	搬出先の場所の状況を示す図面及び写真（規則第64条第2項第1号）	38
(2)	使用予定の管理票の写し（規則第64条第2項第2号）	38
(3)	自動車等の構造を記した書類（規則第64条第2項第3号）	38
(4)	保管施設の構造を記した書類（規則第64条第2項第4号）	39
(5)	汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第64条第2項第5号）	39
(6)	汚染土壌処理施設の許可証の写し（規則第64条第2項第6号）	39
第3章	運搬に関する基準（法第17条）	40
3.1	運搬全般（規則第65条第1号）	40
3.2	緊急時の対応（規則第65条第2号）	41
3.2.1	緊急連絡体制	41
3.2.2	作業員等への教育	43
3.2.3	緊急の措置	44
(1)	関係機関への連絡	44
(2)	流出・拡散等の防止	44
(3)	環境モニタリング調査等	44
3.3	自動車等及び運搬容器（規則第65条第3号）	44
3.3.1	汚染状態を考慮した運搬容器等	45
3.3.2	運搬容器を選択する際の留意事項	45
3.4	自動車等への表示等（規則第65条第4号）	46
3.4.1	自動車等への表示	46
3.4.2	管理票の備付け	46
3.5	汚染土壌の混載等（規則第65条第5号）	47
3.5.1	異物等の混合及び除去	47
3.5.2	要措置区域等ごとに区分した運搬	48
3.5.3	汚染土壌の混合禁止の例外	49
3.6	積替施設（規則第65条第6号）	50
3.6.1	囲い	50
3.6.2	積替施設の表示	51
3.6.3	飛散等及び悪臭の発散の防止措置	52
3.6.4	地下浸透防止措置	53
3.6.5	積替施設の例	53
3.6.6	埠頭における積替え時の対応	54
(1)	囲い	54
(2)	積替施設の表示	54
(3)	飛散等及び悪臭の発散の防止措置	55
(4)	地下浸透の防止措置	56
3.7	保管施設（規則第65条第7号及び第8号）	57
3.7.1	保管の禁止（規則第65条第7号）	57

3.7.2	保管施設の要件（規則第 65 条第 8 号イ）	57
(1)	囲い	57
(2)	保管施設の表示	58
3.7.3	保管施設における措置（規則第 65 条第 8 号ロ）	59
(1)	飛散等及び悪臭の防止のための構造（規則第 65 条第 8 号ロ(1)）	59
(2)	地下浸透防止措置（規則第 65 条第 8 号ロ(1)）	60
(3)	排水管理（規則第 65 条第 8 号ロ(2)）	60
(4)	排ガス管理（規則第 65 条第 8 号ロ(3)）	60
3.7.4	埠頭における保管時の飛散等防止のための対応について	61
3.8	積替施設及び保管施設における荷卸し等に伴う飛散の防止（規則第 65 条第 9 号）	62
3.9	運搬過程における飛散等の防止措置	62
3.10	汚染土壌の荷卸し・引渡し（規則第 65 条第 10 号及び第 11 号）	64
3.10.1	汚染土壌の荷卸し（規則第 65 条第 10 号）	64
3.10.2	汚染土壌の引渡し（規則第 65 条第 11 号）	65
3.11	汚染土壌の運搬期限（規則第 65 条第 12 号）	66
3.12	管理票の交付又は回付（規則第 65 条第 13 号及び第 14 号）	66
3.13	運搬の委託禁止（規則第 65 条第 15 号）	67
第 4 章	汚染土壌の処理の委託義務（法第 18 条）	68
第 5 章	措置命令（法第 19 条）	69
5.1	運搬に関する基準違反	69
5.2	汚染土壌の処理の委託義務違反	69
第 6 章	法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	70
6.1	発注者・土地所有者	70
6.2	工事請負業者	70
6.3	汚染土壌運搬業者	70
6.4	汚染土壌処理業者	71
6.5	汚染土壌処理業者を直轄する自治体	71

(参考資料)

Appendix 管理票のしくみ

－ 図 目 次 －

図 1.5.1-1	要措置区域等から再処理汚染土壌処理施設までの運搬の例	9
図 1.5.2-1	要措置区域等から搬出される汚染土壌の運搬の概要	10
図 1.5.3-1	要措置区域等と一筆かつ隣接する土地での含水率調整のイメージ	11
図 2.1.1-1	搬出届出書の記載例	14
図 2.1.1-2	運搬フロー図の記載例	16
図 2.1.2-1	要措置区域等の平面図の例	21
図 2.1.2-2	搬出届出書に添付する管理票の記載例	23
図 2.1.2-3	保管施設の配置図の例	24
図 2.2.1-1	搬出変更届出書の記載例	28
図 2.3.1-1	非常災害時搬出届出書の記載例	32
図 2.3.1-2	運搬フロー図の記載例	35
図 3.2.1-1	緊急連絡体制の例	41
図 3.4.1-1	自動車等への表示の例	46
図 3.5.2-1	要措置区域等ごとに区分して運搬する方法の例（フレキシブルコンテナ）	48
図 3.6.2-1	積替施設の表示例	51
図 3.6.5-1	積替施設の例（第二種（水銀を除く。）の場合）	53
図 3.6.6-1	埠頭における積替え作業の例	54
図 3.6.6-2	落下防止措置の例	56
図 3.7.2-1	保管施設の表示例	58

－ 表 目 次 －

表 1.3.1-1	法第2条第1項の特定有害物質	5
表 1.4.1-1	要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準	7
表 1.4.1-2	第二溶出量基準	8
表 2.1.1-1	搬出汚染土壌の汚染濃度	13
表 2.1.1-2	運搬経路	13
表 2.1.1-3	自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表	19
表 2.2.1-1	搬出汚染土壌の汚染濃度	27
表 2.2.1-2	運搬経路	27
表 2.3.1-1	搬出汚染土壌の汚染濃度	31
表 2.3.1-2	運搬経路	31
表 3.2.1-1	緊急時対応マニュアルの例（自動車）	42
表 3.3.1-1	汚染状態を考慮した適切な運搬容器等の例	45
表 3.6.3-1	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）	52
表 3.6.6-1	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭の場合）	55
表 3.7.3-1	汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）	59
表 3.7.4-1	汚染状態を考慮した保管時の飛散等防止措置（埠頭の場合）	61
表 3.9.1-1	運搬過程における飛散等の防止措置	63
表 3.10.2-1	管理票記載内容一覧表	65